

令和元年度 「醤油ミュージアム（仮称）」 仮想体験ツール制作業務委託に係る
プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

1 趣旨

本町では、日本遺産認定を受け、重要伝統的建造物群保存地区内にある旧栖原家を改修し醤油ミュージアム（仮称）としての利活用を予定している。本業務は醤油ミュージアム（仮称）内にて来館者が醤油醸造家の営みや醤油づくりを仮想体験を通じて深く理解することを目的として実施する。ついては、本業務の委託について、一般公募型プロポーザルにより委託事業者選定を行うため、企画提案募集を行う。

2 事業内容

(1) 委託業務名

令和元年度 「醤油ミュージアム（仮称）」 仮想体験ツール制作業務

(2) 業務内容

「令和元年度 『醤油ミュージアム（仮称）』 仮想体験ツール制作業務委託 仕様書」のとおり

(3) 予算上限額

金 8, 0 7 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 完成期限

令和 2 年 3 月 2 5 日（水）

(5) 委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 企画提案書について

企画提案書は、「2 事業内容」に留意のうえ、事業実施スケジュールや仮想体験ツールの種類、内容、実施体制等について提案すること。

4 委託事業者選定方法

(1) 提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、プレゼンテーションによる審査とする。

(2) 提案内容を審査した結果、業務執行能力を最も有すると判断された事業者を契約者として選定する。

5 応募資格

(1) 応募者が提案する内容について、確実に実施できる能力を有すると認められるもの。

(2) 当該事業実施後、各種補助金の申請や事業着手に本協議会が遅滞なく取組むことができるよう支援できること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）の要件に該当しないもの。

(4) 湯浅町の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないもの。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

- をいう。次号において同じ。)又はその利益となる活動を行う法人その他の団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人その他の団体でないこと。
 - (7) 法人その他の団体でその役員等(法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。)のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - (8) 会社更生法又は民事再生法に基づく更正(再生)手続き開始の申し立てをしていないもの。
 - (9) 国税及び地方税を滞納していないもの。

6 申込書受付期間及び場所

受付期間：令和 元年10月10日(木)～令和 元年10月25日(金)

※10月25日17時15分必着とする。

受付時間：土日祝を除く8時30分～17時15分

受付場所：湯浅町「美味しい日本遺産」推進協議会事務局

(湯浅町役場2階 地方創生ブランド戦略推進課 歴史文化係)

提出書類：正本1部、副本5部

提出方法：郵送、又は持参

7 プロポーザル提案書等の提出

(1) 提案参加申込書(様式1)

(2) 企画提案書

- ・書式は自由、A4サイズ
- ・事業実施スケジュールや仮想体験ツールの種類、内容、実施体制等について記載すること。

(3) 類似契約実績書(様式2)

- ・書式は任意のものでも可。
- ・企画提案内容に関連する実績を記載すること。

(4) 見積書

- ・書式は自由、A4サイズ。
- ・一式計上は認めない。企画・取材・編集・データ納品・印刷費・旅費・謝金等明細を記載すること。また、経費の算出にあたっては、文化庁が定める「各費目における単価上限額、補助対象外経費等」に準じること。

(5) 会社概要

- ・事業概要がわかるパンフレットでも可。

(6) 法務局発行の登記事項証明書(全部事項証明書)のうち現在事項証明

※発行後3ヶ月以内のもの。

(7) 国税の納税証明書(その3)(未納の税額がないことの証明)

(8) 市町村税完納証明書(完納証明書を発行していない市町村については、直近2年度分の市町村民税及び固定資産税の納税証明書又は直近2年度分の市町村民税及び固定資産税の非課

税証明書)

(9) 印鑑登録証明書（申込み前の3ヶ月以内に発行されたもの）

※ (6)～(9)の正本については、いずれも原本を提出すること。

※ 法人格を有しない者が参加する場合は、代表者にかかる証明書等に読み替えて提出すること。

※ 会社の概要等様式の指定がないものは、任意の様式で提出すること。

※ 参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

8 審査方法

(1) 審査（プレゼンテーション）

日時：令和 元年10月31日（木）14時～ （予定）

場所：湯浅町庁舎2階 災害対策室 （予定）

プレゼンテーション終了後、プレゼンテーションを踏まえた提案内容を審査会で審査し、受託者を選定する。なお、所要時間は、質疑応答を5分程度予定しているため、説明を25分以内とすること。入室可能人数は3名以内とする。また、プロジェクタ等説明に必要な機材については、応募者が用意すること。

※審査の日時、場所については変更する場合がある。参加申込期間中に変更する場合は、その旨をホームページ等にて周知、期間後に変更する場合は参加者に対して個別に周知することとする。

《審査基準及び配点（100点）》

項目	審査基準	配点
提案内容	醤油ミュージアムの利活用において適した仮想体験ツールか	5
	旧栖原家の特色を存分に活かしたものか	20
	醤油醸造や旧栖原家を深く理解できるものか	20
	事業実施体制は十分か	5
	事業実施に当たっての創意工夫	10
経費	見積は事業内容に対し妥当か	20
実現性	スケジュールは妥当か	10
	提案内容実施にあたって類似の実績やノウハウを有しているか	10
合計		100

(2) 審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。なお、同点の場合は見積額を参考に契約候補者を選定する。ただし、審査員平均の評価点が60点未満となった提案者は契約候補者に選定しない。

(3) 審査の結果については、書面により速やかに参加者全員に通知する。審査結果に関して、異議申し立ては受け付けない。

9 質問受付

(1) 受付期間：令和 元年10月11日（金）～令和 元年10月18日（金）

※持参の場合は8時30分～17時15分の間。（土・日・祝は除く）

(2) 受付方法：質問がある場合は、別紙質問票（様式3）に記入のうえ、持参又はFAX,E-mail等で送付すること。原則、電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 回 答：質問の回答は、質問者に文書（FAX,E-mail含む）により令和 元年10月23日（水）までに回答する。

10 その他特記事項

(1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。

(2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

(3) 企画内容の一層の充実を図るため、発注者との協議のうえ採用となった企画提案をもとに委託費の範囲内で変更する場合がある。

11 各関係書類提出場所

湯浅町「美味しい日本遺産」推進協議会事務局

〒640-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1

電 話： 0737-63-2525 F A X： 0737-63-3791

E-mail： rekishibunka@town.yuasa.lg.jp

担当： 山本・梓谷（地方創生ブランド戦略推進課 歴史文化係）